

令和6年度 井原線利用促進活動補助要領

第1条 民間グループ又は小・中学校等が、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの期間中に、次に掲げる事業を開催する場合、予算の範囲内においてこれを補助する。

(1) 井原線乗車料金補助事業

5人以上で井原線を有料で利用して開催する事業（親睦旅行、観光、修学旅行、遠足等）

(2) 井原線車両貸切料金補助事業

井原線の車両を貸し切りで利用して開催する事業（親睦旅行、観光、修学旅行、遠足等）

第2条 補助対象経費は、前条の事業に係る経費のうち次に掲げる経費の範囲内における金額とし、

(1) 井原線乗車料金補助事業については、1グループにつき、5人以上9人以下の団体は3,000円、10人以上19人以下の団体は5,000円、20人以上の団体は10,000円を、(2) 井原線車両貸切料金補助事業については20,000円をそれぞれ上限とする。

(1) 井原線乗車料金補助事業

井原線（総社－神辺間）乗車料金の半額（ただし、フリー切符等は補助対象外）

(2) 井原線車両貸切料金補助事業

井原線（総社－神辺間）貸切価格（団体運賃及び貸切料金）の半額

第3条 補助を受けようとする場合は、事業実施後1ヶ月以内に井原線利用促進活動補助申請書兼事業報告書（様式第1号）に、事業実施が確認できるもの（新聞、写真等のコピー）、領収書（写し可、井原線乗車料金の領収書が無い場合は別紙「井原線利用者内訳」でも可）を添付して、事務局に申請するものとする。

第4条 補助金の交付は、提出された井原線利用促進活動補助申請書兼事業報告書を審査し、適正と認められるものにつき、補助の決定を行い、これを行うものとする。

第5条 事業実施結果が補助決定の内容と異なる場合は、補助金の一部の返還を請求することができる。

第6条 その他、必要がある場合は会長がこれを決定する。

附 則

1 この要領は、令和6年4月1日より施行する。

2 令和6年3月31日までに実施した事業については、第1条の規定を適用しない。

井原線振興対策協議会
会 長 殿

(申請者)

団 体 名	
住 所	〒
氏 名	
連 絡 先	TEL () -

井原線利用促進活動事業を実施しましたので、 年度井原線利用促進活動補助要領第 3 条の規定により申請します。なお、補助金の交付は下記口座へ振込をお願いします。

事業名 (行事名) いずれかに○をしてください。		1. 乗車料金補助 (5 人以上 : 上限 3,000 円) 2. 乗車料金補助 (10 人以上 : 上限 5,000 円) 3. 乗車料金補助 (20 人以上 : 上限 10,000 円) 4. 車両貸切料金補助 (上限 20,000 円)								
開 催 日 時		年 月 日 ~ 年 月 日								
開催場所・目的地										
井原線利用区間		駅 ~ 駅 (往復 ・ 片道)								
参 加 人 数		人 (うち井原線利用人数 人)								
事 業 内 容										
事業支出	井原線乗車料金 又は貸切価格	円	(内訳)							
	補助対象経費	円	(内訳) ※乗車料金(貸切価格)全額ではなく半額(1/2)を計上。フリー切符等は補助対象に含めないこと。							
補 助 申 請 額 [D]		円								
井原線、井原鉄道(株)への意見・要望等										
振込先	金融機関名	銀行・信用組合・信用金庫・農協							支店・支所	
	口 座 種 別	普通 ・ 当座	口 座 番 号							
	口 座 名 義	(フリガナ)								

※太枠内を記入してください。

※写真やチラシなど事業実施が確認できる
もののほか領収書等の証票を添付して下
さい。

受付・確認欄

市町村名：

受付印

(別紙)

井原線利用者内訳

区 分	人 数	井原線利用区間	乗車料金	備 考
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
大人・小人	人	駅～ 駅	円	
合 計	人		円	

※この用紙は、領収書等が無い場合使用すること。